

## 平成22年第7回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成22年12月10日（金曜日）

---

### ○議事日程

平成22年12月10日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（27名）

1 番	松 村 学 君	2 番	土 井 章 君
3 番	河 杉 憲 二 君	4 番	高 砂 朋 子 君
5 番	原 田 洋 介 君	6 番	中 林 堅 造 君
7 番	山 本 久 江 君	8 番	重 川 恭 年 君
9 番	斉 藤 旭 君	10 番	山 田 耕 治 君
11 番	青 木 明 夫 君	12 番	藤 本 和 久 君
13 番	三 原 昭 治 君	14 番	木 村 一 彦 君
15 番	横 田 和 雄 君	16 番	安 藤 二 郎 君
17 番	山 根 祐 二 君	18 番	今 津 誠 一 君
19 番	弘 中 正 俊 君	20 番	大 田 雄 二 郎 君
21 番	佐 鹿 博 敏 君	22 番	田 中 健 次 君
23 番	久 保 玄 爾 君	24 番	山 下 和 明 君
25 番	伊 藤 央 君	26 番	田 中 敏 靖 君
27 番	行 重 延 昭 君		

---

### ○欠席議員

なし

---

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
会計管理者	古谷友二君	財務部長	本廣繁君
総務部長	阿川雅夫君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	柳博之君	産業振興部長	梅田尚君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	安田憲生君
健康福祉部長	田中進君	教育長	杉山一茂君
教育部長	山邊勇君	水道事業管理者	浅田道生君
水道局次長	岡本幸生君	消防長	秋山信隆君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	權代眞明君
農業委員会事務局長	村田信行君	監査委員事務局長	小野寺光雄君

○事務局職員出席者

議会事務局長 森重豊君 議会事務局次長 山本森優君

午前10時 開議

○議長（行重延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
執行部におきましては、高橋選挙管理委員会事務局長が所要のため欠席する旨の届け出に接しておりますので、御報告を申し上げます。

会議録署名議員の指名

本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。11番、青木議員、12番、藤本議員、御両名をお願いを申し上げます。

一般質問

議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。

早速これより質問に入ります。最初は22番、田中健次議員。

〔22番 田中 健次君 登壇〕

○22番（田中 健次君） それでは、質問に入ります。

質問の第1は、次世代育成支援対策推進法の取り組みについてであります。

急速な少子化の進行に対して、次世代育成支援対策推進法が2003年、平成15年7月に制定され、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育

成支援対策の推進を押し進めております。

すなわち、次世代育成支援対策推進法、略して次世代法と言いますが、次世代法によって、防府市はこの法律第8条により、地域の行動計画となる「市行動計画」の策定、第19条により、防府市自身が事業主として「特定事業主行動計画」の策定が義務づけられています。防府市では、「防府市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を平成17年3月に、後期計画を平成22年3月に策定し、また、防府市特定事業主行動計画も同様に策定されております。

また、次世代法第12条により、民間では301人以上の労働者を雇用する事業主は、一般事業主として、「一般事業主行動計画」を策定し、届け出ることが義務化され、その後の法改正により、平成21年4月以降に策定または変更された行動計画については、行動計画の公表と従業員への周知も義務化されました。

さらに、平成23年4月、来年4月以降は、「一般事業主行動計画」の策定・届出の義務づけ範囲が、従業員数101人以上に広がられます。ことし3月に策定された次世代育成支援行動計画では、この「特定事業主行動計画」、あるいは「一般事業主行動計画」については一切触れられておりませんので、個別にこれらの計画について、市の対応をお聞きいたします。

まず1番目に、防府市が策定を義務づけられている「特定事業主行動計画」の取り組みはどうなっているのか、という点についてお伺いいたします。

「防府市特定事業主行動計画」は、平成22年4月に策定されたものが、市のホームページに公表されていますが、これを見る限り、具体的な行動計画とは言えない、なかなか行動計画になっていないように思います。防府市の取り組みはどうなっているのか、お伺いいたします。

2番目に、市内企業の一般事業主行動計画策定、これへの支援・啓発について、どうしているのかについてお伺いいたします。

昨年3月に国が次世代法第7条に基づき示した「行動計画策定指針」では、市町村行動計画に盛り込むものとして、「職業生活と家庭生活との両立の推進等」が掲げられ、次のような施策を進めることが望ましいとして、「次世代育成支援対策推進法等の関係法制度及び一般事業主行動計画に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発」が挙げられております。

また、来年4月からは、これまで努力義務であった従業員数101人以上300人以下の企業に対して、一般事業主行動計画の策定、届出、公表、従業員への周知が義務化されます。市内の中小企業への一般事業主行動計画策定の支援・啓発など、市としても積極的

に進めなければならないと思いますが、いかがでしょうか。市のお考えをお伺いいたします。

大きな質問の第2番目でありますけれども、天体望遠鏡のソラールへの移設についてであります。

当初の計画では、完成していなければならない時期ですが、進んでいません。どうなっているのかについてお伺いをいたします。

ことしの3月議会において、平成22年度施政方針で、「防府市青少年科学館の敷地内に天体観測施設を設置する」としておりましたが、いまだに何の工事もされておられません。この天体観測施設に設置する天体望遠鏡は、1987年、昭和62年に文化福祉会館屋上の天体観測ドームへ、防府ゴールデンライオンズクラブから寄贈を受け、設置されていたものであります。口径32センチの反射望遠鏡で、凹面鏡製作者として有名な田坂一郎氏の磨いた主鏡を使い、かなりグレードの高いものであります。観測ドームと昇降階段の傷みから、2000年、平成12年12月の観測会を最後に使用されておられません。私は平成17年9月議会と平成18年9月議会の一般質問で、ソラールの敷地内への移設を求めましたが、当時は前向きな回答は得られませんでした。

その後、平成19年に天体望遠鏡を取り外し、平成20年度には天体望遠鏡移設検討委員会が設置されて、ソラールへの移設という提言をいただき、その後、平成21年度に実施設計、平成22年度に工事にとりかかるという計画でした。昨年3月議会では、山下議員の一般質問に対して、平成22年の秋の終わりか冬の初めごろまでには使用できる計画を立てている、との御答弁がありました。ところが、現時点、ソラールでは何の工事もされておられません。どうなっているのか現状をお伺いいたします。

質問の第3は、小学校給食についてであります。

1番目に、民間委託の全体計画はどのようなものになるのかについてお伺いをいたします。

小学校給食の民間委託については、全体計画を示さないで、学校栄養士のいる8校を先に進める形で進み、既に6校を民間委託し、来年度は華浦小学校、小野小学校を民間委託にする計画であります。しかし、その後についてどうするのか、全体計画が示されておられません。

昨年の3月議会の私の一般質問に対し、平成22年末には8校を含めた全体計画を策定し、示す予定との御回答がありました。どのような計画になったのかお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2番目に、ポリエチレンナフタレート食器、略称PEN食器と言いますが、このPEN

食器の安全性確認について、9月議会以降に業者からどのような情報提供があったかという点についてお伺いをいたします。

ポリエチレンナフタレート樹脂を材料としてつくられたPEN食器の安全性について、6月議会、9月議会の一般質問で明確な御回答が得られていませんので、三度目の一般質問をさせていただきます。9月議会の一般質問で申し上げたことをもう一度申し上げることになりますが、お許しいただきたいと思えます。

そもそもプラスチックは、化学反応が100%進まないため、未反応物や副生物がその中に含まれ、使用していればそこから化学物質が出てくるのは当たり前だと言われております。そこで安全性を確認し、管理しながら使うということになります。そのためプラスチックの原料化合物、中間生成物や副生物、あるいは反応を進めるための触媒などで、人体に害のありそうな化学物質を個別規格として定め、プラスチックから溶出する物質を管理しているわけでありませう。

食品衛生法の基準によって、この個別規格のないプラスチックは、清涼飲料水の容器には使用できないというふうになっております。したがって、個別規格のないポリエチレンナフタレート樹脂では、清涼飲料水の容器をつくることは食品衛生法によって禁じられております。

しかし、欧米とは異なり、日本では、食器はこの容器包装ではなくて、清涼飲料水とかいう容器包装ではなくて、器具という扱いのため、この基準は緩められ、ポリエチレンナフタレート樹脂の使用が認められ、ポリエチレンナフタレート食器、いわゆるPEN食器がつくられております。日本では容器包装と器具で規格が異なりますが、アメリカやヨーロッパではこのような区別を設けずに規制していると言われており、成長期の子どもたちが給食で使う食器の安全性には万全を期すべきではないでしょうか。使うというのであれば、業者に副生成物や中間生成物等の情報を公開させ、それに基づいた化学物質の溶出試験や材料試験の結果を示させるべきであります。

9月議会では、製造に使われる触媒については示され、溶出しないということが報告されましたが、中間生成物の情報については十分な情報が示されず、引き続き情報提供を求めるとの答弁でありました。9月議会以降、どのような情報提供があったのか、お伺いをいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。よろしく御回答をいただきますようお願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは次世代育成支援対策推進法の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

平成15年7月に策定されました次世代育成支援対策推進法に基づき、国及び地方公共団体においては、職員の仕事と子育ての両立の推進等に関する「特定事業主行動計画」を策定し、公表することとされております。

本市におきましては、平成17年4月から平成22年3月末までの5年間を計画期間といたします「防府市特定事業主行動計画（前期計画）」でございますが、これを平成17年3月に策定しております。そして、本年4月に、平成22年4月から平成27年3月までの5年間を計画期間とする「後期計画」を策定したところでございます。

本行動計画は、市長部局、教育委員会等の外局、消防及び水道局の職員を対象としたものでございまして、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境の整備を図るため、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針に即し、職員のニーズに応じた次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進することを目的としております。

本行動計画の内容につきましては、職員の勤務環境に関するものと、その他の次世代育成支援対策に関するものとの2つに大別しております。

まず、職員の勤務環境に関するものといましては、妊娠中の職員への配慮、子どもの出生時における父親の休暇の取得促進、育児休業等を取得しやすい環境づくり、時間外勤務の縮減、年次有給休暇等の取得促進及び固定的な性別役割分担意識の是正を掲げております。

また、その他の次世代育成支援対策に関するものといましては、子育てバリアフリーの促進、子ども・子育てに関する地域活動への貢献及び家庭の教育力の向上を掲げております。

今後も引き続き、本行動計画に掲げた目標の達成に向けて、職員に計画内容を周知させるとともに、計画の進捗状況の確認や改善策の検討等のフォローアップに努めてまいります。

次に、市内企業への一般事業主行動計画策定への支援・啓発についてのお尋ねでございますが、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、次世代育成支援対策推進法では、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めていくこととされております。

この次世代法に基づき、現在301人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備、すなわち次世代育成支援対策でございますが、これを進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、速やかに都道府県労働局に届出・

公表等を行うことが義務となっておりますが、平成23年4月1日からは、この次世代法に基づく行動計画の策定・届出義務が、101人以上の事業主に拡大されまして、100人以下の事業主につきましては、引き続き努力義務となっておりますのでございます。

特に、労働者数が101人以上300人以下の事業主につきましては、法が施行される平成23年4月1日までに届け出ができるよう、行動計画の策定準備をする必要がございます。

そのため山口県では、「一般事業主行動計画」の策定及び届け出に関し、事業主の方を支援するため、中小企業等を対象に、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定を支援する「計画策定支援アドバイザー（社会保険労務士）」でございませぬ、これを派遣し、相談・アドバイスを行っておられるところでございます。

本市におきましても、山口労働局からの依頼によりまして、本年1月15日号と9月15日号の市広報で、2回にわたり事業主の方々にお知らせしているところでございますが、今後も、防府市内の101人以上300人以下の企業35社へ、より周知を図るため国や県、関係団体と連携をとりながら、支援・啓発に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

残りの御質問につきましては、教育部長より答弁いたさせます。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） それでは、再質問をいたしたいと思っておりますけれども、この次世代育成支援対策推進法が、10年間の時限立法ということがあるのかもしれませんが、どうもしっかりとした計画というのか、取り組みになっていないのではないかとということをおちょっと懸念しております。市のホームページに確かに行動計画そのものが載せられておりますけれども、全部で、本文は5ページ、それに目次と表紙がついて7ページというような体裁であります。もちろん長ければいいというわけではありませんけれども、その辺のことについて、そういうことをおちょっと感じるわけであります。

育児休業については、6月議会だったか9月議会であったか、育児休業法が改正されたときの議案審議で、防府市の男性職員の育児休業の人数をお聞きしたときに、0人であるという御回答をいただきましたので、改めて御回答をいただかなくてもいいんですけれども、そういうこともあって、最近、若い首長さんが、東京のほうの、たしか区長さんだったと思っておりますけれども、御自身が育児休業をとるということで、テレビでかなりニュースになったことがありますけれども、それぐらい、あまり進んでいないというようなことであらうと思っております。

防府市のこの「特定事業主行動計画」を見ますと、育児休業については、男性職員が10%、女性職員は100%、平成26年度までに取得するようにするというふうにしております。お隣の山口市では男性職員は10%ではなくて、50%というのを目標に掲げております。50%と10%という数字がいいとか悪いとかというような話ではなくて、着実な取り組みがむしろ必要なのかもしれませんが、この辺、少し意見として申し上げておきます。

それで、防府市の「特定事業主行動計画」について気になりますことは、行政の場合、計画をつくってもそれが絵に描いたもちで終わって、実行が余り進まないということが心配なわけでありまして。そういうこともあるのかどうかわかりませんが、この法律の第19条の第5項では、特定事業主、今の場合防府市ですけども、防府市は毎年少なくとも1回、「特定事業主行動計画」に基づく措置の実施の状況を公表しなければならないと。毎年どれぐらい進んでいるかを公表しなさいと、それを点検してですね、というふうになっておりますけれども、これが公表されておらないと思うんですけども、これについてはどうのお考え方でしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 行動計画に基づきます措置の実績を公表すべきであるということでの御指摘でございます。で、今、議員おっしゃいましたように、今、公表がしております。実情では平成21年の3月に国の指針、「特定事業主行動計画」についての指針が示されております。これによりますと、今、議員が御指摘のように、毎年1回程度、実績、目標数値等も含めた実績を公表すべきであるというふうになっております。そこで、今、早急に、21年度のこの措置に関する目標値等、数値の実績も含めまして、公表に向けて作業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 昨年示された策定の指針にそういうふうを書いてあると言われても、その5年前につくられた策定の指針にもそういうことが書いてあって、法が平成15年にできてから、そういう法律の条文があるわけでありまして、そういう意味で過去5年間、少なくともこの法律をきちっと守るような形の公表をしてこなかったというのが事実であろうと思いますので、ぜひこれを、やられるということでありまして、ぜひこれを公表していただきたいと思います。

で、公表するに当たっては、当然、今、目標で掲げておることが3つの項目があります。一つが、育児休業の取組率ですね。何%かということ。それから、2つ目が、残業時間ですね、時間外勤務時間数についての上限目安、年間360時間ということを達成させると。

それから、もう一つ、年次有給休暇の取得を対前年度比で10%、毎年10%ずつ増加させるというふうになっておりますけれども、ちなみに山口市はこれは20%になっておりますけれども、そういう結果について、それぞれ示していただきたいと思います。あわせて、それに関するような取り組み事項ですね、そういうものについて示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） はい、公表に当たっての取り組みをどういうふうにしていくかということでございます。それと、最初に、ちょっと、これ、言い訳ではございませんけれども、私は法律が当初制定されたときの、いわゆるその19条、地方公共団体を特定事業主として事業主取組計画を策定しなくてはならないということの中に、実は措置の実施の状況の公表については、当初は指針の中にはなかったというふうに理解をしておりました。そういったことで、このたび21年の3月に、きちんと指針のほうにも書かれておりますので、議員御指摘のとおり、きちっと公表をしてみたいと考えております。

そして、その、内容につきましては、今おっしゃいましたように、それぞれの目標数値を定めておりますので、そういった目標数値の達成度合い等々について、示していくべきかなというふうに思っております。実は、市では8月に、今、防府市の人事行政に関する特集を広報等でも発表しているところでございます。そういったところに組み込んでいけないかなということも検討してみたいと考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） はい、わかりました。それはそれでいいんですけれども、人事行政に関する報告の中に組み込むというのも一つの考え方ですけれども、お隣の周南市さんはそういう形で報告をされておりますけれども、人事行政にかかわるものは、これは市の条例だったか、別のものに基づいて行うわけであって、異なる根拠によるものを一緒にするという事は、これはちょっと本筋を違えるような形ではないかと思っておりますので、この件については御答弁要りませんけれども、そういうふうに意見を申し上げておきたいと思っております。

それから、「一般事業主行動計画」への支援の話ですけれども、市長が壇上で答弁されました「計画策定支援アドバイザー」という制度を、これ、山口県が設けております。社会保険労務士を派遣をして、そういう計画支援の相談に乗るという形で、100人以下の事業主には無料であると。101人以上の事業主には必要経費の2分の1の負担だということで、今回、新たに対象となる101人から300人までの事業主の方は、この制度を

利用すれば経費が2分の1、県が負担していただけるということですので、多くの市内の事業者さんに利用していただければというふうに考えております。

それで、現状、その努力義務である101人から300人までの企業、先ほど35社というふうに市長が申されましたけれども、大体その35社程度の中で、策定率というのか、どれぐらいの企業が、これまで策定を済んでおるのか、そういうことを情報でお持ちであれば御答弁願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをします。平成22年の11月末現在でございますけれども、防府市内における101人以上300人以下の企業でございます。先ほど市長が答弁で申したとおり、企業数が35社でございます。そのうち一般事業主行動計画、これを届出をしている企業につきましては、3社、率にすれば8.5%という数字になっております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 努力義務でありますから、32社の方がどうというよりも、3社の方は積極的に取り組まれていると、こういうことであろうと思うんですけども、残りの32社の方は来年の3月末までにつくらないといけないということであると思いますので、この辺を市としていろいろと支援だとか、啓発だとかいうことがあれば、商工会議所だとか、そういったところとも協力しながら進めていただきたいと思います。

それで、そういう届け出をして、認定制度というのがあります。次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業という形で、山口県労働局管内では、山口県内では残念ながら、これは届出をして、一定の水準をクリアするという形で、優良企業ということになるわけですが、なじみがあるところでいけば、西京銀行さんが、この認定企業になって、そういう、「くるみんマーク」という認定マークを企業として使うことができるというような形になっておりますし、それから、小売関係だとか、そういった入札の関係では、最近ではこういうようなものが評価をされて、点数として加点されるというようなものもあると思いますので、そういったこともぜひ啓発という形で紹介をしていただきたいと思います。

ぜひ、先ほど言いました支援アドバイザーだとか、そういった認定制度、あるいはそういったものがあって、企業にとってもプラスになるんだという側面を、市としては啓発を、これからも強めていただきたいと思いますというふうに思います。

以上でこの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次に、天体望遠鏡の移設の件と小学校給食について、あわせて答弁をお願い申し上げます。教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 天体望遠鏡のソラールへの移設についての御質問にお答えいたします。

御質問の天体望遠鏡につきましては、昭和62年に防府ライオンズクラブから寄贈していただき、文化福社会館の屋上に設置して、多くの市民の皆様にご利用していただきましたが、屋上天体観測施設の老朽化により、やむなく使用中止し、平成19年に天体望遠鏡を撤去して山口県天文協会に保管をお願いしているところでございます。

教育委員会といたしましては、この貴重な天体望遠鏡の有効利用を図ることとし、このため天体望遠鏡移設検討委員会に活用に関する検討をお願いし、平成21年2月に提言をいただきました。この提言をもとに昨年度には設計委託料を予算計上し、また、今年度は天体観測施設整備工事費並びに設備機器整備委託料の予算を認めていただいているところでございます。

天体観測施設は、精密機器である天体望遠鏡を設置し、屋根部分が開閉するため、適切な雨水対策や湿度対策が求められます。また、夜間に使用することから安全性を第一に考え、児童・生徒をはじめ市民の皆様が利用しやすく、天体観測の利用者にとっても運用しやすい施設とする等、多くの課題があります。

このため設計に当たっては、山口県天文協会及び設計業者、設置場所である青少年科学館を交えて、何度も検討を重ねてまいりましたが、協議が整わず、昨年度から繰り越している設計業務が大幅におくれています。

現在の進捗状況でございますが、このたび関係者間でようやく合意が得られましたので、年内には基本設計が提出される予定となっております。

しかしながら、実施設計の完了は来年3月になる見込みであることから、工事につきましては、年度内の着工は難しい状況にあり、次年度へ繰り越した上で、来年9月ごろの完成を予定しているところでございます。

計画がおくれましたことで、市民の皆様をはじめ議員の皆様にも御心配をおかけしておりますことを深くおわび申し上げますとともに、今後、児童・生徒や市民の皆様喜んで利用していただける施設となるよう取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、小学校給食についての御質問にお答えいたします。

最初に、民間委託の全体計画はどのようなものになるのか、との御質問についてですが、小学校給食につきましては、8小学校を対象に給食調理等一部業務委託を実施する現在の

計画が平成23年度で完了いたしますので、その後の実施計画を平成22年中に策定することが必要となっているところでございます。

このため、今後の計画を作成するに当たって、昨年設置いたしました「防府市立小・中学校教育検討委員会」において、学校給食に関する検討をお願いし、このたび10月25日に提言書をいただきました。

学校給食のあり方についての提言は、「今後の小学校給食の実施方法について、学校給食の意義、目的を基本に本市の現状を踏まえ、食育面、管理運営面、施設面など総合的な観点から検討した結果、将来的には共同調理場方式（センター方式）へ移行していくことが望ましい」というものであり、附帯事項といたしまして、「既存給食施設の老朽化の状況及び今後の学校給食の衛生管理基準に対する国の動向を注視しながら、実施計画を立て、段階的にセンター方式に移行すること」、また、「センター方式に移行するまでは、工夫しながら自校方式の維持に努めること」などの内容でございました。

この提言書につきましては、先般、議員の皆様にご報告申し上げるとともに、市民の皆様にはホームページによりお知らせしているところでございます。

教育委員会といたしましては、これを基本に、平成22年中に全体計画を策定する予定としておりましたが、提言は1年以上にわたり十分に検討され、将来を見据えた長期的な観点からの内容となっており、これを進めるに当たっての附帯事項も示されておりますので、これを改めて検討するには時間を要すると考えております。

一方、給食調理員数は、退職不補充により、年々減少していくことから、現在の計画が完了した後、平成24年度以降の小学校給食の実施方法については、早急に決定し、準備していくことが必要でございます。

これらのことを踏まえ、給食調理員の今後の推移等を再度検討した結果、一部の小学校に給食調理等一部業務委託を導入することにより、今後10年程度は自校方式が維持できることから、今後の計画につきましては、その間に改めて腰を据えて検討していきたいと考えております。

なお、業務委託につきましては、給食調理員の減少にあわせて、平成24年度から26年度まで、毎年1校ずつ計3校について順次実施する予定とし、それ以外の学校は当面直営で自校方式を維持することとしておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、ポリエチレンナフタレート食器、PEN食器の安全性確認について、9月議会以後、業者からどのような情報提供があったのかとの御質問でございますが、小学校給食で使用するPEN食器の安全性につきましては、これまで既に導入している各種の検討状況

などの情報を収集し、また、メーカーからもP E N食器に関する試験検査結果などの資料の提供を受け、慎重に検討してまいりましたが、議員からの御質問に十分にお答えできなかったものもございましたので、その後、改めてメーカーに資料を求めるとともに、何度か来ていただき、説明を受けました。

説明の内容につきましては、P E N樹脂を合成する際に使用する触媒は、さきの議会においてお答えいたしましたように、P E T樹脂と同じアンチモンとゲルマニウムであり、その安全性について、検査結果等により、改めて確認をいたしました。

P E N樹脂の原材料の2，6ナフタレン・ジカルボン酸ジメチルエステル、略称2，6-N D Cやエチレングリコール、略称E Gについては、動物試験の結果により、安全性が確認されているという資料が示されており、また、溶出試験検査の結果、検出せずとのことでございます。

中間生成物については、P E N樹脂生成時に高温かつ真空の状態ですべて除去しているものの、製品から完全に除去することは困難とのことございました。

中間生成物としては、2，6-N D CとE Gが少数結合した物質が考えられますが、所定の方法によって食器から浸出用液に移行してくる非揮発性物質の総量を測定する蒸発残留物検査の結果、検出限界値以下であるため、安全性は確保されているとのことございました。

今後も必要となった場合には、その都度、製造業者へ資料の提供を求めて、確認をするとともに、御説明してまいりたいと思っております。

なお、2学期からP E N食器を導入しております華浦小学校では、児童や教職員からよい評価をいただいております。2学期末にはアンケートを実施することとしておりますので、結果がまとまりましたら、御報告したいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） それでは、最初に天体望遠鏡の関係について再質問をいたしたいと思っております。こちらのほうは特に再質問ということよりも、ちょっと若干、意見を申し上げたいと思っております。今、答弁がありましたとおり、結果的に1年で終わる基本設計、実施設計が2年かかるという形で、1年おくれるという形で進むんだという形で御報告がありました。そういう形で進むのであれば、これまでの経緯はともかくとして、事業の実施をきちっとしていただきたいということを望みますけれども、こういうふうにかかったということについては、私はやはり設計の際に、やはり実績のあるというのか、そういう方をお願いしなかったというところに問題があるのではないかとこのように思っ

ております。

山口県立博物館が毎年市民向けの講演会をやります。何年か前、二、三年前だと思いますが、兵庫県立の天文台のそういう学芸員の人がお話をする機会があったので、それを私は講演会に行って聞きましたけれども、そのときには、その天文台の観測施設の設計の際の苦労話をいろいろとされたのを記憶しております。

望遠鏡の基礎と建物の基礎を別にするであるとか、あるいは建物の構造が空気の滞留を招かないような、そういう構造にするであるとか、そういったさまざまな苦労の話をされました。ちょっとそのときの資料を探したんですけども、整理が悪いので、見つからなくて、概略の話で申しわけないんですけども。今回の設計のときに、当初、提言でありました、スライディンググループ方式という形の提言があったわけですけども、そういうような、設計図が出てこなかったというような話も聞いておりますので、その辺についてやはり実績だとか、そういう専門性ということを教育委員会が軽視をしていた結果ではないかというふうに、私なりに総括を、今しております。

それでこの天体望遠鏡ですけども、壇上で申し上げましたように、田坂一郎さんという和歌山県の方で、和歌山県ではこの方を平成10年度の和歌山県名匠、という形で表彰されておりますし、それから、そういった反射望遠鏡のレンズ磨きにかけては、もうこの方は現在81歳、御存命であればですけども、多分まだお元気だと思いますが、81歳という形で、もう実際のことは作業は余りされないんだろうと思うんですけども、3本の指に入るという方で、前にもこの議場で言ったかもしれませんが、小惑星にこの田坂という名前がつけられていると。はやぶさがイトカワという小惑星に行って、その微粒子を持って帰ったわけですけども、田坂というふうな、小惑星に名前がつくような、そういう匠の磨いたレンズということでもありますので、ぜひそういう立派なものでありますから、していただきたいと思います。

それから、もう一つ考えなくてはいけないことは、防府のこの地域力ということでもあります。天体ということについての地域力、防府にはそういう地域の力があるんだということを変えてこの場で確認をしたいと思います。

昨年3月の山下議員の質問の際にも、執行部の答弁で、防府市における天体観測の歴史は古く、三哲文庫と知られ、防府商業高等学校前にあった防府図書館の屋上に、昭和30年代、当初、既に10センチの屈折望遠鏡が設置されており云々というような御答弁がありましたけれども、玉川百科大辞典の昭和33年発行の分の天文・気象というところに、日本の天文台という形で東京天文台、それから、2番目に水沢緯度観測所、3番目に京都大学天文台というふうに、3つの大きな天文台が紹介されて、そのほか4番目に日本

の公衆天文台という形で、国立科学博物館、横浜野毛山天文台、旭川市立天文台、東山天文台、岐阜天文台、福井市立天文台、それから、生駒山天文博物館、山本天文台、それから、山口博物館、それと並んで防府市民天文台として、全国で11ほど、そういった、地方の天文台という形で、三哲文庫の上にあった4インチ、10センチの屈折望遠鏡であるということを紹介しております。

また、防府では人工衛星の最初のころの観測として、市内の学校の先生が名前をはせたというようなこともありますし、青少年科学館に太陽望遠鏡を設置したらどうかという提言も、そういった市民の観測家の方のそういった提言に基づいていると、そういった地域力が防府にはあるわけですから、ぜひこれを今後も活用して、いい施設にしていきたいということを要望して、この件については終わります。

それで、引き続いて学校給食についてのお話ですけれども、先ほどの御答弁であります、全体的な計画を24年度にどうするかということがあるので、早急に決定ということであるけれども、明確な計画は今の時点では24年から26年に3校ほど、3年間で3校ですから、毎年1校ぐらいずつ民間委託をします。それであとについては当面直営を維持して、調理員の現職の数だとか、そういったことを考えたとき6校については直営を維持すると、そういう形で10年程度は今の体制でいくと、こういうことでよろしいわけでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） はい、そのとおりでございます。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） じゃあそういう意味では、ちょっと確認しますけれども、平成20年の1月の12日に行われました当時の教育民生委員会の所管事務調査のときには、23年度から親子方式を取り入れて、最終的に4校ほど親子方式ですと。例えば、今、野島小学校と中学校は一つの学校で、一つの給食施設でやっておりますし、富海もそうですし、小野も小野小学校で調理したものを小野中学校に運んでおるけれども、そういった親子方式はその当時の資料では示しておって、4校ほどやるということだったけど、この計画はもう今はないと、こういうふうに考えていいわけですか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 先ほどお答え申し上げましたように、8校につきましては計画を立てたんですが、それが完了した後の計画が要るということで、いろいろ検討してまいったわけでございますけど、このために検討委員会に検討をお願いしたわけでございます。

で、検討委員会の提言は先ほど申しましたように、段階的にセンター方式に、将来的にはセンター方式に移行することと。で、センター方式に移行するまでは工夫しながら自校方式の維持に努めること、自校方式の維持に努めることというふうにございましたので、再度いろんなことを検討した結果、先ほど申しましたように、3校については委託をしていこうというふうな考え方で現在のところおります。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 3校について委託をするということはわかりましたけれども、教育委員会が平成20年5月の教育民生委員会の議会の所管事務調査のときに示された資料では、そうやって委託をすれば、むしろ委託するほうが経費がかかるという試算をされておりますけれども、余分にお金がかかっても委託をするというのはどういうわけでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 御質問の件でございますけど、当時、将来の予測し、計画を出したんですけど、その時点におきましては、栄養士を正規職員として雇用するとして試算をしておりますけど、このたびにつきましては、当面の措置でございますので、栄養士の資格を持つ臨時職員で対応することと考えておりますので、試算しても、経費の削減が図れるということでございます。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） はい、わかりました。そういう形で24年度以降3カ年するということですね。それで、そういう形で細切れみたいにまた計画が進んでいくわけですが、けれども、教育民生委員会の所管事務調査のときには、こういった検討委員会ですか、それを今の22年中にして、その後パブリックコメントをかけるというようなことであったような記憶があるんですけども、そういうものについては今は考えておらないということですか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 先ほどお答えいたしましたように、当面の措置として3校ほど業務委託をし、それ以外は直営で10年程度、当面の措置として実施していくということでございますので、その間に腰を据えて計画を立てていきたいというふうに思っておりますので、その時点で考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） それでは、3校というのはどういう形でその3校が該当する

のか。その3校についてはどういう年度で実施をするのか、お示しいただけるでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 今時点の教育委員会の考え方でございますけど、これまで8校につきましては、児童数の多いもの等を考えながら、それ、進めてきたわけでございますので、それらを考慮いたしまして、24年度になりますかね、24年度に牟礼南小、25年に玉祖小学校、26年度に右田小学校を現時点では考えているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） これまでと違って比較的計画は示されたわけですが、どういう形で、非常勤職員の方で栄養士という形になると、ほかの栄養士さんとの連携といいますか、勤務日数というものは非常勤職員であれば限られてくる点があるんじゃないかと思うんですが、その辺についてのマイナスということは考えられないのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 今、栄養士の資格を持っていらっしゃる方をお願いしようと思ってるんですけど、まずは慣れてもらうために、例えば24年度から実施する場合には、3カ月前から雇用して、実習していただきたいというふうに思っております。

また、給食センターには栄養士がおりますので、十分にバックアップできるというふうに考えております。また、勤務形態等につきましては、しっかり考えていきたいというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 今、小学校なんかで産休とか育休で学校栄養士さんが入る場合は、いわゆる代替の職員さんですから、それなりの勤務日数が確保されるわけですが、非常勤職員ということになると、正規職員の4分の3だとか、そういう規定があって、毎日学校に来れないんじゃないかということが懸念されないのでしょうかということなんですが、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） このあたりは職員課のほうとも検討して、いずれにしましても給食をやっているときには栄養士はそこに配置したいというふうに思っています。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 時間ももう限られておりますので、次の質問に移ります。

それで、ポリエチレンナフタレート食器の問題ですけれども、そういう形でいろいろと安全性が示されたという形で、確かに言われることはそのとおりでありまして、職場については確かに検出されていないし、それから、きちっとした新製品については検出されて

いないということであります。

しかし、例えば、これは業者さんが出された資料を議会にも出していただきましたけれども、8年間使用したこの食器については、溶出試験で過マンガン酸カリウム消費量というものが、0.3マイクログラムあると。検出限界が0.2マイクログラムなので、それよりも若干しか多くないわけで、規格値よりは少ないんですけども、そういう形で、この過マンガン酸カリウム消費量があるということは、それだけ有機物が溶出してるということになるわけで、こういうものについてはこれがどういうものであるだろうかというようなことは、聞かれたんでしょうか。

もし聞かれてなければ、こういった形で長期間使用しているものは、劣化してきて中身が出やすくなってるということを示す、これ、データなんですけれども、これについてはどういう回答を得られたんでしょうか。このことは所管事務調査の中でも指摘したことでございますけれども、どういうものが出てくるのか。それが環境ホルモンのような、そういうものであるのかないのか、その辺をやっぱり明らかにしていただかないといけないと思いますけれど。

あるいは、防府市の場合には、早く切りかえるのかどうか。私が質問するまで小野小学校で、もう4年だか5年ぐらい使ってたものはそのまま使うというような話だったけれども、華浦小学校と一緒に切りかえるという話だったと思うんですけども、念のために、切りかえたのかどうか、それも含めて御答弁いただければと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） まず、1点目の過マンガン酸カリウム消費量試験でございますが、これ、おっしゃられるとおり過マンガン酸カリウムによって酸化される物質の量を測定する試験ということでございます。おっしゃられておまして、未使用のものは検出限界値以下、8年使用のものがわずか0.2マイクログラムに対して0.3マイクログラムが検出された例があるということでございます。

これにつきまして、メーカーのほうに問い合わせてはおります。メーカーの資料でございますけど、8年使用品のPEN食器は、試験前に十分に洗浄等を行うものの、食器の状態によっては反応物質の付着も考えられ、検出限界値あたりでの数値であるため、増加の原因を見出すことは困難である。検査結果は規格値を十分下回っており、安全性は確保されていると考えているという御回答でございました。

それから、小野小学校につきましては、更新をいたしました。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 一応、その、安全らしいというような数字の説明ではありますけれども、ただ、本来的にはプラスチック食器ではなくて、やはり私たちが日常使っ

いるような、それに近い強化磁器食器を使うべきではないかということ意見を申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で22番、田中健次議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） 次は、7番、山本議員。

〔7番 山本 久江君 登壇〕

○7番（山本 久江君） おはようございます。日本共産党の山本でございます。通告の順に従いまして質問をいたしますので、執行部におかれましては、誠意ある御回答をよろしくお願いを申し上げます。

質問の第1は、介護が必要な方、要介護者への支援についてお尋ねをいたします。

2012年度からの介護保険制度改定に向けて、厚生労働省はこのたび見直し案を公表、さらに同省の社会保障審議会、介護保険部会が意見書を取りまとめました。その内容は、公費の負担の引き上げは全く認めず、利用者への給付の削減と負担増というもので、介護サービス利用者や自治体にとっても厳しい内容となっております。

具体的には、生活援助中心の軽度の方は、保険の対象外か、利用料を1割から2割に倍増する。ケアプラン作成を有料化する。施設の、例えば特養などの施設の2人から4人部屋の室料を保険の対象から外す。さらに施設の低所得者の負担軽減の制限など、こういった内容が盛り込まれておりますが、国の試算ではこの上に保険料を上げるものとなっております。

2000年に創設されました介護保険制度は、介護の社会化を目指し、公的な介護体制を確立をして、高齢者の方々が安心して暮らしていける社会づくり、これがその目的でございました。高齢化が急速に進むだけではなく、ひとり暮らしの方、また、高齢者だけの世帯も増えておりまして、公的な介護体制の整備は急務です。

ところが、今回の案は、その理念に逆行するものでございます。例えば、要支援者を市町村の判断で介護保険サービスから外し、市町村の地域支援事業に移す仕組みの検討を求めています。主婦など、ボランティアも担い手に想定をされておりますが、市の地域支援事業には、介護保険財政から一定の財源が出るものの、それを超せば市の負担になります。利用者にとってもサービスが後退しかねません。

市の計画見直しにも大きく影響する今回の国の見直しについて、どのように考えておられるのか、また、国に対し介護内容の充実や高齢者の経済的負担の軽減、あるいは介護に携わっておられる方々、介護労働者の処遇改善を図るための国の負担増を求める要望を行っていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。御答弁をお願いいたします。

す。

次に、要介護者に対する外出支援について質問をいたします。

在宅介護を受けておられる方の中には、外出が困難な場合が多く、特に市内周辺部に住んでおられる方にとっては、バス停は遠く、タクシーを利用しなければならず、通院など交通費の負担が医療費よりも重い、こういった状況でございます。身体障害者手帳をお持ちの方は、福祉タクシー制度が利用できますけれども、そうでない方は要介護状態であってもこの制度を利用できません。

お隣の山口市では、今年度から外出が難しい、外出することが困難な高齢者、要介護者がタクシーを利用した場合に、タクシー料金の一部を助成する制度をスタートいたしました。市民から大変喜ばれているようでございます。

私は3月の定例市議会の一般質問でも取り上げましたが、このときの御回答は、他市の取り組み状況、取り組み事例を参考にしながら、今後、検討していくということでございました。今後、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯も増加することが予想され、自家用車を所有せず、一般の交通機関での移動が困難な方も増えると思います。

こうした方々の外出をサポートしていく制度、ぜひ新設をしていただきたいと考えますが、いかがでございましょうか。積極的な御回答をよろしくお願いを申し上げます。

次に、要介護者への支援にかかわる最後の質問でございますが、特別養護老人ホームの増設についてお尋ねをいたします。

防府市高齢者保健福祉計画（第5次計画）によりますと、防府市では特別養護老人ホームの整備について、平成23年度には必要箇所6カ所、定員数402人といたしております。しかし、特別養護老人ホームへの入所を希望し、空きを待っている方は多く、昨年3月末現在の資料ですけれども、県が作成をいたしました入所申込者の状況調査によりますと、防府市は定員372人に対し、申込者が905名となっております。県下でも待機者の割合が非常に高い状況となっております。特に、在宅の方の申し込みへの対応が急がれます。

市では、地域密着型特別養護老人ホームの整備とあわせ、必要量を確保したいとの計画でございますけれども、次期計画も視野に入れ、今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

質問の大きな2点目でございます。保育行政にかかわって、宮市保育所の改築と今後の運営についてお尋ねをいたします。

宮市保育所は、1972年、昭和47年に建設をされ、ことしで38年が経過をいたしております。昭和56年の新しい耐震基準に達していないコンクリートブロック造の建物

でございます。老朽化が著しく、耐震性のない建物で、0歳児から就学前まで、90人の子どもたちの保育が行われている。この状況が一刻も早く改善をされて、市の責務である安心・安全の確保と充実した子育て環境の提供が行われるようにと、これまでも質問を私は重ねてまいりました。

一昨年の12月議会の答弁では、安心・安全と耐震性の確保の観点及び民間移管への推移を見ながら、改築などの検討を行っていきたいと、こういうふうな御答弁をいただいております。

また、昨年の9月議会では、民間移管も視野に入れながら、今回のような豪雨や今後予想される災害への対応などを考慮して、現在、場所の選定、レイアウト、建設費の試算などの検討を行っており、早急に対応できるように努力をしたいと、こういう御答弁をいただきました。

改築が民間移管の問題とかかわって、施設の改築が進まない状況を改め、目の前にいる子どもたちの安心・安全と豊かな子育て環境をまず提供することこそが最優先されるべきと、これまで要望を繰り返してきたところでございます。

こうした中、今年度は改築される園舎の実施設計にかかる予算が計上されましたが、今後、改築に向け、どのようなスケジュールとなっているのか、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

また、保育所運営について、公立保育所が持つ役割を考えれば、直営を維持をして、この子育て環境が大きく現在変わっております。深刻な問題も増えております。こういう状況もあり、市が保育実施義務を果たしていく上でのセンター的役割を果たしてほしいと考えます。御案内のとおり、公立保育所は児童福祉法第24条の保育実施義務を果たす最も基本的な施設であり、だからこそ公立保育所があることで、この保育水準で市民に責任を持って保育を提供することを示していくことができます。平成13年の行政改革委員会の答申が出された時期と比べても、子育てをめぐる環境なども大きく変化をし、自治体の果たす役割がますます重要となってきた中で、ぜひ直営を維持していただきたいと思います。いかがございましょうか。改めてお伺いをいたします。

さて、質問の最後は、教育行政にかかわって、防府市奨学資金貸付制度の充実についてお尋ねをいたします。

今日の厳しい経済状況のもとで、家計に占める教育費の負担が極めて重くなってきております。2008年度の総務省の家計調査や日本学生支援機構の学生生活調査結果などを見ますと、2人以上世帯の家計消費支出は、平均年額364万3,000円だそうです。そのうち1人の私立の高校生にかかる教育費は約100万円、私立の大学生にかかる費用

は平均約200万円と、家計消費支出のそれぞれ3カ月分、あるいは7カ月分に当たりません。特に低所得家庭では、これだけの費用を捻出するのは容易ではなく、授業料や学校納付金が払えない、また、希望する高校や大学に進学できない、こういった就学の困難がございます。

教育の機会均等を定めた教育基本法第4条は、経済的地位による教育上差別を禁じ、国や地方公共団体に経済的理由によって就学が困難なものに対して、奨学の措置を義務づけております。

防府市では、昭和26年度に防府市奨学金貸付条例が制定をされて、学業成績、あるいは人物が優秀でありながら、経済的理由によって学資の支出が困難な市民に対して貸し付けが行われております。制度実施以来59年、多くの若い人たちがこの制度を利用してながら就学できた、その意義は極めて大きいものがございます。

しかし、今日の経済状況のもとで、市民からは奨学金貸付の充実についての切実な要望がございます。市制度において貸付金の増額や、他市が行っているように対象を入学準備金だけでなく、奨学金貸付を高等学校まで広げることができないかどうか、お尋ねをいたします。積極的な御回答をよろしくお願いを申し上げます。

以上、壇上からの質問を終わります。執行部におかれましては、どうか誠意ある御回答をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） お答えをいたします。まず、要介護者への支援についての御質問でございますが、1点目の2012年度からの介護保険制度改定に向けた厚生労働省の見直し案についての御質問でございましたが、見直し案による市の次期介護保険事業計画への影響につきましては、今のところ、今後の保険料の上昇を懸念して、公費負担割合を増加させるべきであるとの意見や、調整交付金を国庫負担とは別のものとして、第1号保険料の軽減に充てるべきとするなど、公費負担割合の見直しも検討されている段階でございます。

また、要支援者、軽度の要介護者に対する給付を保険の対象外とするかどうかなどにつきまして検討されているようでございます。その他多くの問題点が未確認となっております。介護保険制度の根幹が定まっていない実情でございます。したがって、次期計画のあり方について、私どもとして検討さえできないのが現状でございます。

しかしながら、仮に、現在、介護保険事業で実施しております要支援者、軽度の要介護者を対象とした生活支援・家事援助などが保険給付の対象外となった場合には、それらの

サービスを市の地域福祉の中で検討せざるを得なくなることが想定されますので、国の責任において、介護内容の充実や高齢者の負担の軽減、介護労働者の処遇改善を図っていただけるよう、市長会を通じまして、今までも要望いたしておりますが、今後、さらに強く要望していきたいと考えております。

2点目の要介護者に対する外出支援についての御意見、御質問でございましたが、御指摘のとおり、本年3月議会におきましても御質問をいただき、他市の取り組み事例を調べ検討する旨、お答えをいたしております。

そこで、まず、他市の実施状況を調査いたしたところでございます。その結果、7市が高齢者を対象に外出支援を実施しておられまして、その対象要件といたしましては、年齢、介護認定、通院、あるいは交通不便地域というような4種類がございまして、それらを組み合わせたものもございました。この中で要介護者のみを対象に実施していたのは、議員御指摘のありました山口市1市だけでございました。

検討に当たりましては、高齢者の外出不自由という点から、その条件に着目して行ったわけでございますが、要介護者のようないわゆる身体的能力の低下だけでなく、公共交通機関利用の不便、経済的理由など多くの要因がございまして、介護認定者だけを条件に実施した場合、本当に支援の必要な高齢者が対象から抜け落ちる懸念もあると、そんなことも感じた次第でございます。

一方、年齢要件だけで実施すれば、その中で支援の必要な高齢者をカバーできると思われませんが、相当の財政負担となってまいりますので、引き続き今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

3点目の特別養護老人ホームの増設についての質問でございますが、まず、特別養護老人ホームの待機者の状況から御報告させていただきますと、平成22年3月末時点でございますが、特別養護老人ホームの定員372人に対しまして、待機者は805人でございます。

特別養護老人ホームの定員に対する待機者の割合が、下松市に次ぐ高い水準となっておりますのは、議員御指摘のとおりでございます。

この待機者のうち、病院等に入院・入所中の方を除く在宅の待機者が273人で、さらにそのうち、要介護4または5の重度の要介護状態の方が77人いらっしゃいますので、早急な対応が必要だと認識しているところでございます。

施設整備につきましては、平成22年度中に市の指定となります定員29名の地域密着型特養が1カ所新設、さらに既存分でも9床の増床、合計38床が増床となります。また、認知症グループホームで18床が増床となります。平成23年度には、県指定であります

広域型特別養護老人ホームで、20床の増床、また、ライフケア高砂の再建によりまして、90床が増床となります上、市の指定となります地域密着型特養も整備される予定でございますので、待機者問題も幾らか緩和されるのではないかと考えております。

しかしながら、現在の待機者総数、また今後の高齢化の進展を考慮いたしますと、今後も施設整備は喫緊の問題だと考えておりますので、平成23年度に制定を予定しております第5期介護保険事業計画策定の中で、法改正の動向をにらみながら検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、保育行政についての御質問にお答えいたします。

まず、宮市保育所の改築のスケジュールでございますが、現在、改築に向け、設計業者に委託し、新しい園舎等の実施設計を行っております、今年度中にこれは完了する予定でございます。平成23年度、来年度中には環境に配慮した木造による新園舎を建設し、平成24年4月から新園舎で保育を行いたいと考えております。

次に、改築後の宮市保育所の運営についてでございますが、御承知のとおり、平成13年11月28日に、防府市行政改革委員会から、「市立保育所について、そのすべてを段階的に民間移管すること」との答申がなされました。市といたしましては、これを尊重いたしまして、市立保育所の民間移管を進めてまいってきております。平成21年4月1日に、三田尻保育所及び西須賀保育所の2園をそれぞれ民間へ移管いたしましたところでございます。この民間移管を検証するため、保護者アンケート等を実施したところ、移管後の保育サービスについて、市立のときと差はなく、また、移管先の保育所職員の日々の努力もありまして、「おおむね満足」という結果が得られているところでございます。

このことから、保育そのものに関しましては、民間移管による影響はないものと考え、市立保育所の民間移管については、市民の御理解も得られるものではないかと思っております。

したがって、今後、国の子育て施策等注視するとともに、公立保育所の役割やあり方なども考慮しながら、宮市保育所を含む市立保育所3園のあり方について検討し、方針を決定してまいりたいと考えております。

残りの質問につきましては、教育部長より答弁をいたします。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

介護保険法には10年を経過した場合において必要な措置を講ずるという、こういうふうな規定がございます。今回の改定案が、介護を社会的に支えるという目的にふさわしい

ように変えていかなければいけないし、国と自治体の役割がもっと見られるような、そういう改定が本来なら望まれるというふうに思うんですね。しかし、示された案が大変、自治体にとっても、そして、利用者にとっても大変な厳しい内容となっているということで、今回、質問をさせていただきます。

そこでお尋ねをいたしますが、今回のような見直し案が実施された場合の市の影響についてでございますけれども、まず、防府市で要支援と認定をされて、生活援助サービスを利用している人は何人ぐらいおられるのか、これ、まずお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 本年8月時点の実績で要支援1の方で539人、要支援2の方で474人、1,013人の方がサービスを受けておられます。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） この現在1,013人、今後も増えると思いますが、このサービスを介護保険から外して市の地域支援事業に移すということになりますと、どのような問題が市として出てくるのか、その点をお尋ねをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） まず、費用でございますけれども、今の方の費用が、平均ですけれども、一月に3,200万円程度がかかっております。年間にしますと約3億9,000万円程度になります。これが地域支援事業に移行するという御質問ですけれども、御存じのように、地域支援事業には補助対象の上限が設定されております。現在行っております地域支援事業で、既にその上限を超えておるわけです。ですから、その分は単独で持っておるわけですが、これに今3億9,000万円という数字が上乗せされたならば、とてもできかねる数字になります。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 自治体への影響について、いろいろマスコミも報道しておりますが、この新聞報道されておる二つの自治体を御紹介したいと思います。厚生労働省が先進事例と位置づける埼玉県のと光市ですね、ここでは介護保険サービス対象外の高齢者に地域支援事業で生活援助を現在提供されております。予算は約6,000万円だそうですが、要支援者をもし見直し案のように地域支援事業に移せば、その予算の約半分を要支援者に使うことになって、担当の方は、現在行っているほかの事業が圧迫をされて厳しいと、今部長さんが御答弁されたような、本当に厳しいという状況を述べておられます。

また、同様に厚生労働省が先進事例に挙げている東京都の品川区ですけれども、ここで

は既にボランティアを活用した配食サービスなどを実施をされております。で、ボランティアの担い手を確保するのは大変難しいと。区内に要支援者で介護サービスを利用されている方は約1,200人ぐらいおられるようですけれども、担当の方は次のように言っておられます。要支援というのは、軽度といっても自立ではないと。この人たちをすべて介護保険から外して、区の事業で見るとは財政的にも、人間的にも無理だと、こういうふうに話されたことが新聞報道されておりました。本当に多くの自治体にとっても同様ではないでしょうか。こうした点でこの見直し案については大変問題があるというふうに思います。

また、見直し案のメニューとして、もう一つ取り上げたいんですが、ケアプランの有料化の問題がございます。ケアプランというのは御承知のように毎月のサービスを受ける際には必ず義務づけられておりますけれども、そのかわり無料になっております。で、有料化になれば、介護保険を使わないという高齢者も増えてくる可能性があります。そういった状況になれば、介護保険制度の理念であります、早くから予防を促して、生活機能の維持向上、こういう理念からはますます遠ざかっていく、ほど遠くなるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、今でも実はケアプランというのは自分で作成することができます。市で継続的にケアプランを自分で作成をしている人はどのぐらい、今、防府市でおられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） お1人でございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 恐らくかなり少ないだろうと、民間の団体でも調べましたら全国的にも0.05%というふうな数字が出ております。恐らく無料なので、信頼するケアマネージャーにお願いされているのだというふうに思います。もし、毎月のサービスを受けるたびに有料だとすれば、自分で作成をしていく人たちが増える可能性があります。そうなりますとだれがチェックしていくのか、保険者である市が相談に乗ったり、チェックしたりで、市も相当事務量等も増えるのではないかというふうに思います。

見直し案の影響、今、2つの点に絞ってお尋ねをいたしましたけれども、厚労省の社会保障審議会介護保険部会の議論の中でも、大変な批判の声、強い批判が出たようでございます。

今回の見直し案については、先ほども市長さんも述べられましたように、国の負担を増やすことについては、これ、全く触れられていないわけですね。内閣府が9月から10月

にかけて介護保険制度に関する世論調査を行いましたけれども、今後、介護サービスを充実させていく場合、費用をどのように負担していくべきか、こういう質問をしたんです。これに対して、公費の負担割合の引き上げというのが41%で、最も多かったという結果が示されております。

国にはしっかりとこの声を聞いて、公費負担の割合を引き上げていくということが私は必要であろうと思います。

市長の御答弁の中でも、国に対して、市長会を通じてしっかりと要望をしていくという御回答をいただいておりますので、ぜひよろしく願いをいたします。自治体にとっても極めて厳しい内容でございますので、現場の声、利用者の声、そして、市の声を、市長会を通じて御要望していただくようお願いをいたします。

次に、要介護者への外出支援の問題でございますが、再び研究課題ということで、非常に残念でございますが、ここでちょっと質問をしたいんですが、例えば先進地でありますお隣の山口市並みの条件、これが山口市では要介護1から5までの方を対象にしているんですけども、もし防府市がこういった制度を使う場合に、山口市と同じようにした場合に対象はどのぐらいになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） おっしゃいますように、山口市の場合は介護1から5までの方が対象になっております。それで障害者の方につきましては、重複するので対象外というふうになっておりまして、これに基づいて、防府市の計算をしてみますんですけども、防府市につきましては、障害のデータと介護のデータが別々になっておりまして、突合することが今のところできません。それで推測ですけれども、1,800名から2,000名の方が対象になるのではないかと――介護1から5であった場合には、というふうに計算をしております。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 山口市では既に今年度から実はスタートしたんですが、1,000人ぐらいの方が利用されているそうでございます。本当に喜ばれているんですね。もし、こういった制度があれば、今後、ひとり暮らしの世帯や高齢者のみの世帯が増える傾向の中で、鉄道やバスなど、公共機関についての利用が難しい要介護者にとっては本当に喜ばれる制度となっていくというふうに思います。

高齢者保健福祉計画では、私も見ましたけれども、高齢者が地域で安心して、自立した生活を送れるようにと、それから、要介護状態になっても住みなれた家庭や地域で暮らせるように、さまざまな事業が展開をされておりますが、しかし、外出を支える施策として、

移動手段にかかる支援がないんですね。

例えばバリアフリーを目指した市街地の整備とか、あるいは駅やバス停などの交通関連施設の改善とか、こういった点はあるんですけども、計画の中に移動手段そのものに対する支援というものがありません。障害者の方に対する支援というのは、福祉タクシー制度というのがありますけれども、ぜひ研究課題ということで、引き延ばしがされないように、今後ともしっかりと調査をし、利用者の声を取り上げていただいて、防府市でもスタートをしていただきたいと思いますということを、これは強く要望をさせていただきます。

それから、特別養護老人ホームの増設の問題についてでございますが、昨年3月の資料で少し古かったんですけども、下松に続いて防府市は待機者が多い。県平均が定員数に対する待機者の割合というのが1.2倍ですけども、防府市は2.4倍だと、こういう状況ですから、もう新しく特養が建てられなければ、何年も待ってはなくちゃいけないという、こういう状況でございます。

ことし6月に、実は共産党の国会議員団が介護保険制度見直しに向けたアンケートを実施をいたしました。介護事業所とか、地方自治体とか利用者、こういった、一般の方々も対象ですけども、特別養護老人ホームの待機者解消策について尋ねたところ、国への要望に関して、施設整備を進めても介護保険料の値上げにならない対策をとる、こういった回答が最も多かったんです。で、回答した半数以上の自治体から出されたそうでございます。

御承知のように、介護保険制度では、特養など、基盤整備を進めれば進めるほど給付費が増加をしていく、それで保険料アップにつながるという、こういう仕組みになっております。自治体がこの矛盾に苦慮している実情がこのアンケート調査でも出されたわけですけども、それじゃあどうしていくか、やはり国の対策が急務であろうと思っております。

お尋ねをいたしますけれども、新規の特養というのは、建設費用が非常に割高な新型、個室とかユニット型ですね、に切りかえられましたけれども、この施設建設に対する公費助成を大幅に拡充をしていくように、ぜひ国に要望していただきたいと思います。いかがでございましょうか。その点、お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 先ほどの市長の答弁の中で、介護内容の充実、それと高齢者の負担軽減等々、あわせまして、この施設建設に対する公的助成の拡充についても国に要望してまいります。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） はい、ありがとうございました。いずれにいたしましても介護

保険制度がスタートいたしましてから10年、理念とかけ離れた傾向が出てきております。保険あって介護なしと、とも言うべきさまざまな問題が今表面化いたしております。市としてもしっかりと検証を行われて、次期計画へとつなげていただきたいということを述べてこの項を終わります。

○議長（行重 延昭君） 続いてどうぞ。再質問を。

○7番（山本 久江君） 続いて、保育所の問題ですね。まず、改築につきましては、来年度中には環境に配慮した木造の園舎が建設をされて、平成24年4月には新しい保育所で保育が行われるということでした。大変喜ばしいことで、ぜひ関係者の声を生かして、すばらしい保育所ができるように、これはよろしく願いをいたします。

現在、保育所の子ども1人当たりの面積というのは、国の最低基準は大変低く、遊ぶのも食事も昼寝も同じ部屋で、この1日長い時間を過ごす1人当たりの面積というのは、2歳以上で見ましたら、わずか1人当たり1.98平方メートルという、こういう狭さなんですね、国の基準。大変低い状態です。これに宮市保育所でも、園庭も大変狭いという状況でございます。

そこでお尋ねをいたしますが、改築される場所、またそのレイアウト、概略で結構でございますけれども、どのようになっているのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） まず、保育をしながらの建設となります。場所は、現園舎のすぐ南側、現在の宮市児童遊園を取り込んで建設することにしております。現園舎の南側に大きなクスノキ、またはカシが4本ございます。そのうち1本は移設しまして、残りの3本をそのまま生かして、それを取り囲むような格好のコの字型の園舎にするという計画になっております。それで、面積的には、今の面積は760平米ですから、今度は約830ぐらいになろうと思っています。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） これは要望いたしますけれども、これまで保育所が狭かった点を考えるなら、新たに建設される児童遊園部分等、それから、現在使われております保育所のこの土地、敷地全体ですね、これを一体的に整備をして、保育所機能の充実を図っていただきたいというふうに思うんですね。

で、今、保育所が地域の子育て支援、あるいは災害時の避難場所としての役割をも持つわけですから、十分な広さが必要でございます。宮市保育所が保育のセンター的な役割がしっかりと果たせるように、児童遊園部分、今の建てられているその保育所の部分、これ

を全体的に使うような形で、ぜひお願いをしたいというふうに思います。これは要望です。

次に、保育所運営にかかわってですけれども、御答弁では今後公立保育所の役割やあり方を考慮しながら、公立、3つの園がございましてけれども、その民間移管を検討し、方針を決定したいというものでございました。

それではお尋ねいたしますけれども、市は公立保育所の役割とはどのように考えておられるのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 役割でございますけれども、地域の子育て支援の拠点として、子育てに関する情報提供、また、相談窓口となって、地域の保育の牽引役として、保育の質の確保を行うこと、また保育のセーフティネット、これ、例えば障害時の緊急対応、災害時の対応、新型インフルエンザ等の対応で、どうしても閉められない部分が出てくると。そういうふうな部分は公立が担うのではないかというふうな考え。それが保育サービス提供の公的責任というふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 御答弁をいただきましたが、保育というのは非常に高い公的責任を負っている領域であると。それから、保育には固有の専門性、子どもたちの発達を担う仕事でございますので、コミュニケーション力が必要でございます。学校の先生や、あるいは介護の仕事と同じように、実は判断と熟練が必要になってきます。

ある専門家は、保育士は0歳児から5歳児まで、年齢別保育を重ねて、1回担当したぐらいではベテランにはなれない。最低2回となると、12年間勤めてやっと一人前らしくなる。熟練は経験の中でしか身につかず、テキストを読んだからといって身につけたということにはならない、こういうふうに専門家の方も御指摘があるように、大変経験が大事だというふうに思いますが、お尋ねをいたしますけれども、市内の民間保育所の保育士の平均経験年数、それから、市の保育士の平均の経験年数、これはそれぞれのぐらいいょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 市内民間保育所20園の保育士の平均経験年数ですが、これ、8年と7カ月。市立保育所3園の保育士の平均経験年数は、約23年8カ月でございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 民間が低いのは理由があるのです。民間は、市から支払われる委託料によって運営しておりますけれども、保育士の給料もその委託料算定の基準内に収

めなければ経営が成り立ちませんね。保育経験の豊かな保育士を雇い続けたくても、なかなか難しいといった、こういうシステムというか、そういう制度になっている状況がございます。

しかし、こうした中でも防府市の民間保育所というのは、熱心な取り組みが行われております。私は、公立は公立としての、今、部長さんが述べられたような、公立としての役割をしっかりと果たしていく。そして、今ある民間との連携の中で保育が進められていくことが一番大事だというふうに考えております。

で、質問でございますが、防府市では公立はわずか3園です、3つしかありません。その割合は13%ですけれども、県内の平均、あるいは全国平均というのは、公立割合というのはどのぐらいになっているのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 全国平均は手元ございません。県全体で43%でございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） いかに防府市が少ないか、43%、県平均が43%、全国平均は私の持っている資料では、去年の資料ですけれども、48%。防府市は13%、大変低い。で、もっと言えば、定員数で県平均は41%なんです。ところが、防府市は公立の定員がわずか9%なんです。加えて防府市は幼稚園は全く公立はございません。保育所もすべて民間に委託し、これで市が責任を持って就学前の子どもたちへの支援を進めていけるのだろうか、甚だ疑問でございます。行革答申が出された時期、平成13年のころとは子育て環境も大きく変わってきております。

で、平成12年に国の保育所保育指針というのが出されましたけれども、これが平成20年に改定をされておりますね。これ、何で改定されたのか。保育、子どもや、その保護者を取り巻く環境がさまざまに変化している。こういった状況、家庭や地域での子育て力の低下が見られる中で、保育の専門施設である保育所への期待が高まってきた。これで国の保育所保育指針を変えなくちゃいけない。こういう状況に大きく変わってきてるんですね、行革の答申のころとは。

で、私も担当の方にも尋ねてみましたがけれども、現在、市の子育て支援にかかわる相談というのは、大変多い状況。去年の平成21年度の決算のときに資料を見ましたら、相談件数延べ4,400件でございましたね。そのぐらい相談が殺到している。それでこれは実数ですけれども、0歳児から就学前の子どもの相談というのは、実数の――延べ件数とは違って実数なんです、実数の64%を占めておるんだそうです。ということは、就学

前の子どもたちの相談、悩んでいるお母さん方の相談が非常に多い、3分の2ですよね。こういったところに市が責任を持ってやっていくための、この公立と保育所の役割というのは本当に大事だというふうに思います。

それから、もう一つ指摘しておきたいことは、新しい保育所を建てる、この費用というのは以前財調の中期財政見通しの計画を説明されたときにお尋ねいたしましたら、大体2億円ぐらいだと言われました。備品も備えて2億円を超えたいと思いますけれども、これ、補助金がありませんよね、市単独でやっていくということになります。補助金なしで約2億円かけて改築された市民の財産でもある保育所を民営化すれば、三田尻や西須賀になりますと、建物は無償譲渡、ただであげますよと、土地は無償貸与、ただで貸しますよと、これはもちろん期間があるわけでしょうけど。

市内の中心部にあって90人定員で子育て支援の核となるような施設をこのように特定法人に提供することは、市民の理解が得られるでしょうか。2億円以上のお金を、建ててですよ、特定の法人に提供する、ただで。ほかの民間の保育所というのは、土地は自前で資金を出して、お金を出して取得をし、施設は補助金に加えて自前の資金を多く投入されておりますね。自前で社会福祉法人の保育所なんかはもう苦勞され、苦勞されやっておられる。とても納得のいくものではございません。

ぜひ残る3つの園については、直営でお願いをしたい、公立が公立としての役割をしっかりとしていく、3つしかないんですよ。果たしていくように、しかも夢ある、本当に、宮市保育所が地域の保育所を引っ張っていくような、そういった市の施設をここにつくっていかうではございませんかということを私は提案したいんですけれども、ぜひ直営でお願いしたいということをお市長さんには重ね重ね、強く要望をいたしておきます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 次に、教育行政について、教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 防府市奨学金資金貸付制度の充実についての御質問にお答えいたします。

本市の奨学金貸付制度は、昭和26年に競輪収益金の一部を財源として創設し、その後、昭和38年の地方自治法の改正に伴い基金制度に改め、現在9,915万8,000円の定額基金として運用しております。

この間、平成4年度に就学地が県内または県外、あるいは東京の別により、3段階で区分してありました奨学金貸付額を、就学地にかかわらず月額2万円に統一し、平成5年度には、卒業後防府市内に定住する意思を持つ学生を対象に、貸付額を月額1万円加算する定住促進奨学金制度を発足させるなど、制度改正の実施をしてまいりました。

貸付は原則無利子で、正規の就学の期間に実施し、卒業後1年間の猶予を経て、貸付期間の倍の期間内で返還することといたしております。例えば、大学生の場合は、貸付は4年間で、卒業の1年後から8年以内で返還することとなります。

現在、経済的な理由により就学が困難である大学、短大、専修学校の学生を対象に募集を実施し、防府市奨学生選考審査会の審査を経て、毎年20名を上限に新規貸し付けをいたしておりますが、日本学生支援機構が運営する奨学金において、所得制限や連帯保証人などの条件が緩和されたこと、また、給付奨学金制度を独自に創設する大学が増えていることなどにより、利用者数は減少傾向にあり、ここ10年間では平均して年約9名程度の方に新規貸付をいたしております。

今年度は7名の申請がございましたが、その後2名が他の奨学金制度を利用され、最終的には5名の方に新たに貸し付けを開始し、今現在23名の在学生在が利用されております。

まず、貸付額の増額についてでございますが、本市では定額金の資金運用や貸付金を将来返還する際の奨学生の負担等への配慮から、月額2万円に統一した平成4年以来、貸付額を変更しておりません。

貸付額の増額にかかる定額基金の資金運用につきましては、これまでも検討してまいりましたが、例えば、仮に貸付額を月額2万円から3万円に増額し、毎年20名の方に新規貸付をしたといたしますと、年間240万円の資金が新たに必要となります。これを4年間貸し付け、6年目から8年間かけて1万5,000円ずつ返還してもらうことを毎年繰り返すとして試算してみますと、大変大まかではございますが、現行の定額基金は7年後に資金不足となり、これらを安定的に運営するためには、約4,300万円程度の基金の増額が必要となります。

教育委員会といたしましては、利用者や関係者、奨学生選考審査会委員の方々の御意見を伺いながら、貸付額の増額を含め、奨学金制度がより有効で利用しやすい制度となるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、奨学金貸付対象者を高校生へ拡大することについてでございますが、国の政策により授業料が無料化されましたが、公立高等学校に比べ私立高等学校では、保護者の負担は依然として大きいものがあることは十分認識しております。

高校奨学金事業については、平成17年度から3年間をかけて、文部科学省から各都道府県へ移管され、県ではこれを受けて、財団法人山口県ひとつづくり財団奨学センターにおいて、高校奨学金貸付メニューの充実を図っておられます。本市もこの奨学センターの管理運営費を毎年一部負担しているところでございます。

本市におきましては、奨学資金貸付条例の中で、高等学校入学準備金制度を設けており、

入学予定者 1 名につき国公立高等学校で 5 万円、私立高等学校の場合には 7 万 5,000 円の準備金を貸し付けております。

利用状況としては、毎年かなりの開きがありますが、ここ 10 年間の平均では、年に約 9 名程度となっております。ことしの入学時では、12 名の方から申請があり、うち 3 名が辞退されましたので、最終的には 9 名に貸付を実施したところでございます。

この高等学校入学準備金に加え、議員御提案の奨学資金の貸付対象を高校生へ拡大することに関しましては、新たな基金を創設するか、現在の定額基金を大幅に増額する必要があること、大学生の場合とは異なり、申請者が保護者となること、高校卒業後さらに進学される可能性もあること、などから慎重に検討する必要があると考えております。

教育委員会といたしましては、経済的な理由により、高等学校への就学を断念されることのないよう、本市の高等学校入学準備金制度とあわせて、先ほど御説明いたしました山口県ひとづくり財団の奨学金貸付制度の PR に一層努め、より多くの方々に活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 7 番、山本議員。

○7 番（山本 久江君） 時間もございませんので、大変御丁寧な御答弁いただきました。ただ、なかなか難しいということでございます。山口県内、周辺見てみますと、例えば下関市は、大学生、月 4 万円、高校生、月 1 万 8,000 円、あるいは山口市も大学、あるいは専門学校が月 4 万円、周南市が高校生が月 1 万 8,000 円、私立の場合は 2 万 4,000 円とかですね、いろいろ周辺の自治体で進んだ経験を持っておられますので、ぜひ検討をしていただきたいということ。

もう一つ、1 点だけ質問ですが、条例の中に、貸付条例第 3 条、奨学生の資格という中に、6 項目あるわけですが、その中で、「健康かつ意思堅固」という条件がございます。奨学資金の貸付に健康であるという条件をつけるのは、私はこれは不適切ではないかというふうに思います。その点、お考えだけお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 御指摘のとおり、資格要件の中に「健康かつ意思堅固」との表現がございますが、これは恐らく条例制定時に他市等の条例を参考にしたのだと思われましても、選考審査会においては、健康審査項目等は位置づけておりません。したがって、この表現を十分に検討して、近々に条例改正をしていきたいと思っております。御指摘、どうもありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、7 番、山本議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午後0時 2分 休憩

---

午後1時 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を続行いたします。

次は、24番、山下議員。

〔24番 山下 和明君 登壇〕

○24番（山下 和明君） それでは、通告の順に従いまして、質問させていただきます。

最初に視覚障がい者の情報バリアフリー化についてであります。

質問の内容は、これは日本年金機構が厚生年金加入記録のお知らせということで、こういったものが皆様に届いておろうかと思えます。その角に2センチ角のバーコード、これを音声コードと申します。で、最近では文書のこういったところに音声コードがついております。これは要するに、ここに書いてある内容がここに情報として入っているものであります。このことについてであります。

音声コードは約800文字の情報を記録できる2センチほどの正方形のバーコードであります。専用の活字・文字読み上げ装置を使えば、文字情報の内容が読み上げられ、視覚障がい者は耳でその内容を知ることができます。正直、私も最近になりまして、音声コードについて知ったところであります。

厚生労働省が2006年に行った身体障害者実態調査によれば、全国の視覚障害者、在宅18歳以上の方の人数は、約31万人と推計されております。70歳以上が約半数を占めているようであります。これは病気などによって、中高年になってから、目が見えなくなる事例が圧倒的に多いことを示しており、こうした事情から実際に点字ができる視覚障がい者は、全体の1割程度にとどまっていると言われております。

現在、インターネットなどを利用して得られる情報も増えてはいますが、やはり印刷物でしか入手できない情報も多くあります。視覚障がい者は銀行の預金通帳や各種の請求書、税金に関する通知など、印刷物による情報はすべてだれかに読んでもらわなければならない環境にあり、著しい情報の格差を強いられております。

視覚障がい者の情報バリアフリー化に向け、2センチ角の音声コードの普及が急がれており、期待されているのが音声コードを読み取れる携帯電話の開発であります。読み取りを補助する器具の下部に、音声コードが添付された印刷物を差し込み、器具の上部に装置した携帯電話のカメラで音声コードを撮影すると、印刷物の内容が音声で読み上げられる

仕組みになっております。

そうした開発は、2009年度、第1次補正予算には視覚障がい者向け情報支援機器の研究開発費が盛り込まれ、ことしの3月、開発が完了し、開発に携わった日本視覚障がい者情報普及支援協会は、来春の製品化を目指し、携帯電話会社との協議を進めているようであり、音声コードを読み上げる装置は、視覚障がい者の日常生活用具に指定されており、約1割の負担、約1万円で購入できるようですが、厚労省によれば、2007年、2008年度の給付実績は、合計で2,859件となっております。

一方、2007年に行われた視覚障がい者の携帯電話などの利用状況調査によれば、回答者413人のうち92%が携帯電話を利用していると答えております。そうしたことから、音声コード対応の携帯電話が製品化されれば、視覚障がい者の情報取得環境は大きく改善されることは間違いのないと思われ、さらに、目が見えにくい高齢者などにとっても、携帯電話で音声情報が得られることは朗報であります。

こうした環境が整えば、音声コード添付の需要が高まるのは確実であります。今後は、行政文書をはじめ、さまざまな印刷物を発行する側の対応が問われてまいります。

そこで、お尋ねをいたします。音声コードは点字資料に比べて、費用も時間もかからないことから、情報の格差を解決する手法として、全国でも先進的に取り組んで、市広報など行政の印刷物に音声コードを導入している自治体も増えているところであります。そこで、本市の視覚障がい者のうち、点字利用者が約1割と少ない状況下にあるようであれば、視覚障がい者の皆様に健常者と同じく行政情報が提供され、本人自身で情報が確認できる音声コードを活用した施策を講じることができないか、お伺いいたします。

2点目は、昨年4月から先ほど紹介いたしました年金定期便の封筒に音声コードが添付されております。また、各地の自治体でも障がい福祉分野の発行物などを中心に音声コードの普及が進んでいますが、まだまだ不十分なのが現状であります。また、自治体や公共機関などへの読み上げ装置の設置も十分とは言えません。

国の2008年度第2次補正予算で、読み上げ装置の購入や職員などを対象とした研修会の実施に充てられる予算が確保されています。読み上げ装置の購入には、1自治体当たり100万円、研修費の実施には30万円を上限として、国から全額補助されます。

説明いたしました視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業の実施年度は、2009年度から2011年度となっておりますが、同補助事業の活用はどうか。また、普及のために説明会を開催し、関係者等への理解を深めていただくためにも、本年度の補正予算に計上し、早期に実施すべきと考えますが、いかがでありますでしょうか。

次は、公園の遊具についてであります。

少子社会の対応が著しく問われる現在、子ども優先社会の構築に向けてさまざまな施策が打たれ、出生率の低下に歯どめをかけることが重要課題にあり、いわば子育て支援は国の存亡をかけた国家的な大事業であります。また、育児放棄や児童虐待といった大きな問題が近年急増しつつある中、子育て支援に国や地域全体で取り組んでいこうとする姿勢や意識が強くなってまいりました。

個人的な事柄ではございますが、私も5人目の孫が誕生いたしました。上は6歳、5歳、4歳の遊び盛りで、保育所に通っておりますが、孫の休みの日には私の時間がとれば、できるだけコミュニケーションを大事にしたいと思っております。ときに、6歳、5歳になりますと、公園の遊具で遊ぶことをとても喜びます。遊具の使い方が上達していく姿を見ていると、子どもの知恵の早さを感じることも多々あります。孫から公園行きをせがまれて、「よし行くぞ」と言いますと、体全体で喜びを表現いたします。

確かに子育ては労作業であります。その中に最高の喜びもあり、生きがいもあることは言うまでもございません。そのせいか公園の遊具について意見をいただくことも増えてきました。公園の遊具設置については、多くの同僚議員からも質問がされてきましたので、重複するところもあるやとは思いますが、公園の遊具についてお尋ねいたします。

近年、地域の公園遊具が減少している傾向が続いております。参考に、平成22年9月の土井議員の一般質問で、公園遊具の撤去、更新についての質問に対し、平成22年3月1日現在で、都市公園、児童遊園、開発広場など、95の施設に合計252基の遊具を設置し、この中で5年間の実績で撤去した遊具が33基、新しく設置したものが14基と答えておられます。現状は、撤去が優先され、新設がついていけない状況がうかがえます。

10年前、15年前の遊具設置数と比較すれば、現在の設置数とは大きな差異にあることは言うまでもございません。子どもたちが喜ぶ遊具施設を行政側の都合で減少させてきたことが、いつの間にか地域公園が寂しい公園と化しているのではないのでしょうか。逆に向島運動公園では、利用する子どもたちや家族が年々多くなっており、中でも複合遊具は人気者で、気候のよい日や休日には多くの家族でにぎわっております。しかし、複合遊具が設けられている向島、天神山、桑山公園は、車がないと大変不便な環境下にあります。

そこで、遊具施設は値が高いとは聞いておりますが、元気な子どもたちを育てるために、子育て支援策として、小学校校区1カ所をめぐり、地域の公園に、児童でも安全で、安心して使える遊具や保育園等に設置しているような中規模の複合遊具等を充実させ、トイレ環境も整備し、地域の子どもたちや家族でにぎわう公園として整備していく方針がとれないものか、お伺いいたします。

2点目は、公園の利用者から、公園内に時を知らせる時計台を設置していただきたいとの要望がありました。この件についてはいかがでしょうか。

以上で壇上にての質問は終わります。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、福祉施策、障がい者支援についての御質問のうち、1点目の視覚障害者の情報提供として、音声コードの普及についてのお尋ねでございましたが、音声コードは議員さんが壇上でもおっしゃいましたように、パソコンで作成した約800文字までのデータを四角いバーコードに記録し、専用の読み上げ装置で読み取ると、その情報を音声に変換して伝えることができるものでございます。

点訳や音訳と比べますと、短時間で作成することができる上、視覚障害の方への情報提供が、一般の方への情報提供と同時に行うことができ、視覚障害の方の情報取得に大変有効なものとして、国におきましても、この音声コードの普及が図られているところでございます。

市といたしましては、将来的には多くの行政文書に音声コードを導入する必要があると考えておりますが、音声コード自体がまだ広く一般に知られているものではなく、市職員においても同様でございます。

そこで、まずはその内容や活用方法、作成方法など、市役所内部での理解を得るため、普及啓発を図ってまいります。

2点目の視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業の交付金の活用についてでございますが、当基盤整備事業は、基金の整備、いわゆるハードの事業と音声コード普及のための研修会開催というソフトの事業がございます。

ハードの事業につきましては、平成18年度から実施されておまして、本市においては、平成20年度にこの交付金を活用しまして、音訳CDを作成するための録音機器一式、録音図書郵送袋等を整備し、これにより、音訳ボランティアの方々に録音していただいている市広報のCDを毎月、視覚障害の方にお送りしているところでありまして、皆様から御好評をいただいております。

当基盤整備事業は、平成21年度から23年度まで継続となりましたが、ハードの事業が対象となるのは、1市につき1回限りとなっております。したがって、本市での音声コード読み上げ装置等、新たな情報支援機器等の購入は、残念ながら事業の対象となりませんので、御理解賜りますようお願いいたします。

しかしながら、情報バリアフリー化の環境整備は市の責務であると考えておりますので、順次、必要機器等の整備に努めてまいりたいと存じます。

また、先ほど申し上げました音声コード普及のための、職員を対象とした研修会の開催は、ソフト事業として実施することが可能でございますので、この交付金を活用し、平成23年度での実施に向け、ただいま準備を進めているところでございます。

次に、公園の遊具についての御質問にお答えいたします。

1点目の複合遊具の設置についてのお尋ねでございますが、本市では平成22年4月1日現在、都市公園、児童遊園、開発広場など95カ所の施設に、計252基の遊具を設置いたしております。公園の遊具に関しましては、利用者の安全を第一に考え、毎年1回、専門業者による安全点検を実施しておりまして、その結果をもとに更新計画の見直しを行いながら、遊具の更新に努めているところでございます。

なお、この5年間で撤去いたしました遊具は、いずれも老朽化により使用が危険と判断されたものでございます。

一方、新たに設置いたしました遊具につきましては、数こそ撤去した遊具数を下回っておりますが、一例を挙げますと、千日公園を例に挙げて御説明させていただきますが、これまでであった滑り台を撤去するかわりに、滑る、ぶら下がる、登るといった幾つかの機能が複合的に備わった遊具を設置いたしましたものでございます。また、佐波公園につきましても、老朽化したコンクリート製の築山を撤去したかわりに、小さな子どもで遊べるようらせん状の滑り台などがついた複合遊具を設置いたしております。

議員御案内のとおり、向島にございます運動公園、天神山、そして桑山の両地区公園、さらに大平山山頂の総合公園につきましては、一つの遊具でさまざまな遊びが体験できる複合遊具を設置いたしておりまして、利用者の方々からも大変御好評をいただいております。公園はその地域の方々にとっての憩いの場でありまして、子育て支援の観点からも、子どもたちが遊びを通してさまざまなことを学び、成長していく上で、なくてはならない遊びでございます。

したがいまして、市内各所にあります地域公園と言われる街区公園につきましても、今回の選挙の中で、市民の皆様にお示しいたしましたマニフェストでお約束させていただきましたとおり、公園の規模や位置などを踏まえながら、年次計画を立て、街区公園がその名のとおり地域の方々の憩いの場となるよう、遊具やトイレなどの充実を図ってまいりたいと存じます。

具体的な取り組みといたしまして、三田尻公園と隣接する三田尻お茶屋を歴史公園として一体的に整備し、さらに利用度を高めてまいりたいと考えておりまして、まず、ここに

は駐車場や多目的トイレの整備に着手いたしたいと考えております。

次に、2点目の時計台の設置についてのお尋ねでございますが、現在、公園などに設置されている時計は、向島運動公園の1基のみでございます。以前は寄贈により2公園に時計を設置しておりましたが、設置後15年余りを経過いたしまして、部品の調達などが困難となり、いずれも現在は撤去いたしております。公園利用の方々から御指摘のとおり、公園内に時計台を設置してほしいという御要望があることは、十分承知いたしておりますので、設置に向けて、その方法等について広く研究してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） それでは、視覚障害者の情報バリアフリー化について再質問をさせていただきたいと思っております。

本市の視覚障がい者人数と点字利用者数、先ほど壇上でも申しましたが、厚労省の調べでは点字が利用できる方は1割程度ということでありますけれども、この件について、把握しておられるのであればお願いをしたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） まず視覚障害者の方の人数ですが、1級が120人、2級で109人、3級で32人、4級で17人、5級が43人、6級が20人で、341人でございます。それで、もう一つ、点字が読める方という、実数はちょっと把握しておらんのですけれども、今、点字の広報を送っている方につきましては、30名でございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 視覚障がい者の1級から6級までの数字、言われたんですかね。341人ということで、そのうち、きちんと把握はしていないけれども、市広報等の点字等を登録されていらっしゃる方が30人ということで、1割程度、点字が読める人というのが明らかになったわけでありまして。それで、もう一回質問しますけれども、先ほど壇上でも資料としてお示ししましたけれども、ここにバーコードというか音声コードがついております。要するにどういったお知らせですよといった内容でありますし、先ほど文書の内容についても、こういった音声コードが添付されておるわけでありまして、音声コード読み上げ装置、これは視覚障がい者の日常生活用具に指定されておりますけれども、給付実態はどうか。で、そうした音声読み上げ装置が庁内に設置してあるのか、その2点についてお伺いします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 日常生活用具の給付対象であります、いわゆる読み上げ装置でございますけれども、これ、対象は1級の方と2級の方が対象になります。それで、今、交付しておるのが4台でございます。それと、庁内にはございません。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 今後、日常生活用具として要望されるというか、この制度を利用される方も増えてこられようかと思っておりますので、庁内の設置数が0、ないというのも、これもいかななものかと思っておりますので、やはり庁内各部署において、必要などころには設置をしていくことも御検討していただけたらと、このように思います。

先ほど市広報の点字のことについてお答えがありましたけれども、市広報の点字資料作成について伺いたいんですけれども、市広報を点字に置きかえると、何日ぐらい要しているのか。また、先ほど30というような数値も示しておられましたけれども、こういった形でこういった点字が届けられているかといったところについて伺いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 点字にかかる日数でございますが、市広報の原稿締め切りというのがありますけれども、それより少し前ぐらいに、いわゆる成果物ができる前に原稿を委託しているところに送ります。それで、点字化していただくわけですけれども、やはり時間がかかりますので、送るのはいわゆる一般の方に届く日より10日程度は遅くなるというふうに聞いております。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 例えば12月1日号であれば10日おくれで、情報が約1週間以上、要するにおくれて届くということですので、いろいろな行事ももう要するに消化してしまったということもあるわけでありましてね、実際には、情報として。かなりの情報がおくれているということではないかと思っております。

この点字の資料作成と音声コードを作成するというのはほとんど経費、かからないと私、聞いてるんですよ。ワードでできるというふうに、資料ではそのようにうたっているんですけれども、これ、比較しますと、費用面についてはどのように検証しておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 今、点字につきましては、委託料が約72万円でございます、年間が。今の音声コードに――バーコードにその内容を入れるというのは、ソフ

トがあればすぐできるように聞いてます。それで、一つのパソコンにはソフトを1枚買う必要がございます。それで、それは約1万円もかからないということでございますので、非常に安い。ただ、今から先、市の本庁の中で、広く、何と申しますか、多くの課で情報を出していくとなれば、やはりそういうのをつくるところに一つずつは要と思います。それでも、要っても30万円というような程度でございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 点字資料作成費用と音声コード作成費用というのは、大きく違うということが明らかになってきたわけでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。平成21年度厚労省の補正予算によりまして、障害者自立支援機器と研究開発プロジェクトというところによって、音声コード対応の携帯電話、先ほど壇上でも申しましたが、開発が進められておりまして、いよいよ来年の4月から、ちょっとメーカー名は忘れましたが、新規モデルにその機能が搭載されるということを伺っておるんですが、こういった情報は得られているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） そういう情報だけは知っておりますが。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 来年の4月からこういった新機種が、音声コードを読み取って、耳に――機器に当てるといふんでしょうけども、音声として伝わってくるというようなものが販売されるようになりますと、一気に普及が広がりを見せてくるということが伺えるのではないかと思います。

そこで視覚障がい者への今後のことですが、行政文書やさまざまな印刷物を発行する側の対応が今後、問われてくると思われま。例えば、通知文書である住民税とか固定資産税とか、それとか選挙通知、または各種証明書の発行、住民票だとか印鑑証明、こういったことにおいて、いわば個人情報となるわけですね、こういったものが音声コードに対応できるシステムが求められていくと思うんでありますけれども、今後の対応についてお伺いしたいと思うんですが、これは総合的な判断となろうかと思われまので、総務部長の見解のほうがいいのかなと、こう思われま。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） はい、音声コードの今後の活用ということで、行政情報に生かしていけないかということでござい。今、議員さんおっしゃいましたように、さまざまな分野で活用できるかなあというふうな、今、感触を持っております。

しかしながら、先ほどの福祉部長のほうの答弁でも申し上げましたが、まだ市の職員に対してのそういった周知ができておりません。今後、そういった音声コードに対する勉強といたしますか、そういったことに取り組みまして、そして、今、おっしゃいました、例えば選挙とかですね、そういったことについては、800文字以内でどのぐらいの情報が出せるかというようなことも研究いたしまして、取り組めるところからやっていくことが重要になってくるかと、今、考えておるところでございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 先ほど申しましたように、来春の4月ごろから、そうした機能を搭載した携帯電話が広く普及し始めますと、いわば行政文書においても、問われることも待たないということも考えられるわけでありますので、総務部長も、もともとこういうものがあると、またそういう時期に来ているということ、私も最近になってこれを理解した1人でありまして、ほとんどの方がこのことについて、音声コードについて、それだけ認識、また知識も付けてなかったというのが現状ではなかろうかと思っておりますけれども、早いスピードでこういったものが普及がされるということがあろうかと思っております。

で、選挙管理委員会の局長にお尋ねしたかったんですけども、きょうは御欠席ということで、総務部長、かわりに答えていただけたらと思うんですけども、選挙権は主権者たる国民が行使できる権利であります。そうした面からして、選挙公報等の音声コード化、当然と思うんですけども、当局の御見解、一緒に聞けばよかったですでしょうけれども、お願いしたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 先ほどちょっと選挙関係で申しましたように、お答えしたようなつもりだったんですけども、またあえて、選挙公報ということでございました。先ほどもお答えいたしましたように、まだ、私も含めて、職員の知識の度合いが、まだ届いてないというところが現状でございます。そうした中で、選挙関係につきましては、私も先ほど申しましたように、市民の皆様方の権利に関する部分でございますので、ぜひとも研究できればいいかなというふうに、今、真っ先に何か取り組むことができたらいかなあというようなことで考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 2点目の視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業の補助事業の活用についてでありますけれども、先ほど答弁でもありましたけれども、平成20年度にDGC Dを策定するための録音機器一式に充てておられます。このDG図書、いわばDG形式で録音、編集した図書は、長時間録音、高音質の録音が可能になり、利用業者は収

録したCD盤を専用機材で再生し、図書を聞くと。また、これも市広報等の情報を入れて、発信を今しておられるというふうな答弁であったわけでありましてけれども、議会の中にも、その音声広報ということで、利用も、今、結構、インターネットで見ますと、こういったDGC Dを活用した時代も多いようであります。これは事業を活用してDGC D策定は、これで評価ができるものと思っております。

で、先ほどこの同事業で機器購入の費用は一度きりの補助事業ということで、同事業で音声コードに関する機器の購入等には使えないということが、対象にならないということでありましたので、この事業では音声コード読み取り機器は購入等はできないということです。

この同事業の中で、音声コードの普及に対処するための勉強会並びに研修会ですね、これはどの程度の規模と対象者を含めておられるのか。23年度の実施に向けてと申されましたけれども、具体的にお答えしていただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） いわゆる対象でございますけれども、まずはどのような文書が出せるのかとか、どういう方法で出せるのかとか、いろいろありますので、対象は全課の職員を今考えざるを得ないというふうに思っています。その中から選択していくという格好になろうかと思っております。

それで、研修に対する費用ですけれども、テキスト代、それと講師を呼んでやってもらいますので講師代、諸経費等々含めて、大体17万円ぐらいを今は予定しております。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） まずは職員の皆様に音声コードの仕組みについて、早い時期にさせていただきたいと、私、何度も何度も申しますけど、来年の4月からそうしたものが一気に広がりを見せる要因がありますので、できるだけ23年度と、実施に向けてと、作業を進めていると言われておりますけれど、できれば早い時期にお願いをしたいなというふうに要望しておきます。

で、視覚障がい者、または弱視者の方にとっては、音声コードの導入普及は大変喜ばしい出来事になると確信しております。そうした方々の、先ほど申しましたが、携帯電話の利用者が多いということでもありますので、よって市広報、または選挙公報等については、公開情報でありますので、どの部門より、より早い時期に音声コードによる情報が発信できるように努めていただきたいことを要望しておきます。

で、次の公園ですけれども、地域公園、私も各種公園、下見に行ってきました。また、萩市のウェルネスパークの山口県が設置しました大型複合遊具、ここは聞きましたら総事

業費が約1億円かけて立派な大型遊具を設置しております。しかし、場所的に中心部から離れた箇所に設置してあるということで、私が行ったときには1家族が利用していたというような状況でありました。

山口市にあります、秋穂、旧阿知須町のほうへ行く県道の道筋に、藤尾山公園というのがあります。これは山口市が総合公園ということで遊具を設置しておりますけれども、ここも資料を見ますと約9,000万円かけて遊具施設を設置しております。ここも寂しいことに1家族が遊んでおりました。それで、場所も中心部からかなり離れたところに施設があるんですけども、これじゃあ申しわけないなというような気もしたところであります。よそのことを追求してもあれなんですけれども。

で、肝心なところに入りますけれども、15年以前の遊具設置数と現在の設置状況とを比較するとどうなのか、この点についてお伺いします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） 15年のころと現在の設置数ということでございますが、ちょっと今、手元にある資料は、平成17年度と現在ということで、ちょっと説明をさせていただきたいと思っております。17年度と21年度、昨年度までで、遊具数、総数といたしましては、撤去いたしました総数が37、新しく設置いたしましたのが18基でございます。その差、19基減ということでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 17年度と比較ということで、5年間の比較ということで、どうでしょう、15年前であればもっと差があると私、思うんですが、部長の感触としていかがでしょう。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） 遊具の数につきましては、確かに、今、議員が言われましたように、総数からすれば減少しておるという思いは持っております。ただ、最近、遊具の更新に当たりましては、1基撤去いたしまして、そのかわりに総合遊具という機能を備えた遊具を設置するというようにしており、その撤去数の差を埋めておるというように認識はしております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 複合遊具をつけることによって挽回ということ、要するに設置、複合遊具というのはいろいろなものがついておるわけで、それを一つ一つ見れば、大

きなものは1個だけけれど、利用する遊具についてはいろいろなものがあるので、総合的には追いついていけるというか、いうことも考えられるんじゃないかと、そういったことが言いたいんじゃないかなと思ったんですけれども。

で、これちょっと環境のことですが、公園トイレの環境が悪いという声もよく耳にします。こういった整備についてどうされるのか。特に勝間の記念モデル公園については、利用者も多いんですけれども、トイレが非常に、プレハブ的なトイレになっておりますが、この辺の更新についてはいかがでしょう。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） トイレにつきましては、現在都市公園、児童遊園等含めまして56カ所のトイレを設置しておるわけでございます。その中で、いまだくみ取り式のトイレも都市公園で6カ所、児童遊園で6カ所、まだ12カ所程度のくみ取りトイレを持っておるという現実ではあります。確かにトイレにつきましては、その環境について、悪いという御指摘を受けておるところもございます。今回、先ほども市長が答弁いたしましたように、遊具等の整備とともに、トイレの整備について、一挙というわけにはいきませんが、徐々にではあります、整備を進めていくという方向で考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 先ほど答弁で地域公園、街区公園については、充実していきたいと市長の答弁にあったところで、特に三田尻公園一帯においては総合的に駐車場も含めて、力を入れて整備をしたいというようなこともありました。

で、地域公園の整備環境、そして遊具については、ここ2年の間でも、同僚議員の山本久江議員、また土井章議員、山根祐二議員からも質問がなされているところであります。それほど地域公園に関して改善していただきたい、充実していただきたいとの要望が市民から多く寄せられていることが伺えるのではないかと思います。市民からそうした意見、また声に対して、どう向き合ってこられたのかなというふうに思っておるわけですが、しかし、今までのこういった内容の質問に対しては、危険遊具というか、また老朽化というか、そうしたことも交えて、前向きな公園遊具の整備について着手するというか、そうしたことが伺えなかったわけですが、きょう聞いておりますと、少しそうした声が届いたのかなという気がしております。

で、自治体の中には、企業や市民から寄附金を受けつける、そして、そうした寄附金を活用して公園の整備を推進しているというところもあるんです。そうした資料もきょう準備してきましたけれども、またインターネット等で調べていただきたいと思うんですけれ

ども、愛媛県の松山市が、史跡の松山城跡の城山公園の整備に、そうした内容で整備を進めております。また、江戸川区におきましては、窓口に遊具のカタログを置いて、その中からベンチだとか滑り台とか鉄棒とか砂場とか健康遊具とか樹木とかいった、そうしたカタログを置いて市民の方、団体から、ここは企業から受け付けておりませんが、市民、団体から受け付けて、公園の整備を進めているところもありますので、参考にさせていただけたらと思います。

例えば、仮称ではありますけれども、「元気な公園をつくろう事業」として、寄附金または現物を企業、団体、市民から受け付けて、その財源をもとにして、地域公園の遊具、そして、また先ほど申しました時計台といった目的、項目を定めて、行政と市民が協働で地域公園の整備をしていくというプランは検討できないかということで、御所件を市長さんに伺いたいんですが、よろしく願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私も全く同感でございます、かねてから、例えば佐波川の保護者の方々がとてもよろこんでいただいておりますけれども、ある団体をお願いをいたしました。そして、ある団体の記念事業でトイレ式つくっていただいた記憶があるわけでございます。

そのようなことで、これからはしっかりしたトイレを用意してさしあげるということは、これはもう当たり前のことのような、私としては思いでございます、今日まで桑山公園、あるいは大平山山頂公園、あるいは今度また、三田尻歴史公園ということで、トイレを新しいものをつくっていくわけですが、既存のトイレの改築に向けて力を入れていきたいということで、マニフェストに掲げたわけでございます。

これからの3年間にいかほどのことができるかはかりかねますが、ただいま議員がおっしゃったような企業あるいは団体、あるいは一般市民の皆様方に広く呼びかけをして、公園のトイレ、あるいは時計塔、あるいは遊具の充実などに振り向けていく特目の事業の展開をぜひ試みたいと、このように思っておりますので、御支援賜りますようお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） こういった寄附金を、また現物を活用しての公園、地域の公園づくりにということで、こういったプランを試みたいということで、感謝申し上げます。

最後、要望ですけれども、寂しい公園をにぎわう公園にするために、地域公園を子育て支援の場としてとらえて、地域の家族が集い、で、顔が見える、で、元気な公園にしてい

くために、思い切った新たな公園施策でのぞまれることを念願して、質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、24番、山下議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

午後 2時 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年12月10日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 青 木 明 夫

防府市議会議員 藤 本 和 久